

## 公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパス自転車構内通行要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学（以下「大学」という。）の鶴見キャンパス構内（以下「構内」という。）の放置自転車をなくし構内環境を保持するために、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、自転車は道路交通法に規定する自転車(バッテリー付を含む。)をいう。

### (入構規制)

第3条 構内に入構できる自転車は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定例的に入構する許可を受けた自転車
- (2) 臨時に入構する自転車

### (入構許可の申請)

第4条 前条第1号に該当する自転車を運転する者は、あらかじめ自転車入構許可申請書（第1号様式）を理事長に提出し、入構する自転車の許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項による自転車入構許可申請書の提出があった時は、その内容を確認し、支障がないと認められる場合には、入構許可ステッカーを発行する。

3 入構許可を受けた者は、自転車に入構許可ステッカーを表示しなければならない。

### (ステッカー有効期限)

第5条 ステッカーの有効期限は、構内での自転車使用が必要と認められる範囲で定めるものとする。

### (駐輪規制)

第6条 自転車は構内の指定駐輪場に駐輪しなければならない。指定駐輪場以外に駐輪した場合及び入構許可ステッカーのない自転車は大学が移動することができる。

### (所有権の放棄)

第7条 自転車を構内の同一場所に放置し、警告書を貼られてから1月以上移動しない場合は、当該自転車の所有権を放棄したものとみなし大学において処分することができる。

### (雑則)

第8条 自転車構内通行に関する事務は、教育推進課鶴見キャンパス担当において行う。

### 附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

横浜市立大学鶴見キャンパス

## 自転車入構許可申請書

身分	学生 · 教職員 · 特任、博士研究員 客員、共同研究員 · その他( )
学籍番号 または職員番号	
氏名	
電話番号 (緊急連絡先)	
車体番号	
防犯登録番号	
申請理由	通学・通勤 構内移動 その他( )

太枠内のみ記入して下さい。

### シール発行条件

申請に際して次の二点について同意します。

- 1 大学が定めた自転車乗り入れに関するルールを遵守します。
- 2 放置自転車として自身の自転車が撤去対象に含まれた場合、当該自転車の所有権を放棄します。

※撤去対象とは構内の同一場所に放置し警告を受けた後1ヶ月以上移動しない場合

確認

ステッカーNO